

○後志広域連合規約

平成19年 4 月 24 日
市町村第138号指令

改正 平成20年 2 月 4 日市町村第1959号指令

改正 平成21年 1 月 9 日届出

改正 平成21年 3 月 30 日届出

改正 平成24年 1 月 25 日届出

改正 平成25年 2 月 4 日届出

改正 平成26年 4 月 1 日届出

改正 平成27年 4 月 1 日届出

改正 平成27年 7 月 10 日届出

改正 平成28年 1 月 20 日市町村第3864号指令

改正 平成28年 3 月 30 日届出

改正 平成29年 4 月 11 日後地政第104号指令

改正 平成30年 3 月 28 日届出

第 1 章 総則

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、後志広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町及び赤井川村（以下「関係町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、関係町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事務
- (2) 国民健康保険事業に関する事務（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。）
- (3) 介護保険事業に関する事務
- (4) 後志広域連合行政不服審査会に関する事務
- (5) 次に掲げる広域化の調査研究に関する事務

ア 北海道からの事務権限の移譲に関すること。

イ その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第 5 条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。

- (1) 町村税及び個人道民税の滞納整理事務に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (3) 介護保険事業に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (4) 後志広域連合行政不服審査会事業に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (5) 次に掲げる広域化の調査研究に関する事務
 - ア 北海道からの事務権限の移譲に関すること。
 - イ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。
- (6) 広域計画の期間及び改定に関すること。
(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、北海道虻田郡倶知安町内に置く。

第2章 議会

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、16人とする。
(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係町村の議会の議員のうちから、関係町村の議会において選挙する。

- 2 関係町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、それぞれ1人とする。
- 3 関係町村の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の例による。
- 4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係町村の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

第3章 執行機関

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係町村の長のうちから関係町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長の任期は、関係町村の長としての任期による。

- 2 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、広域連合長は、任期中においてこれを解職することができる。

(副広域連合長の職務)

第14条 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、広域連合長に事故があるとき、又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会計管理者)

第15条 広域連合に、会計管理者1人を置く。

- 2 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから広域連合長が命ずる。

(補助職員)

第16条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、この広域連合に必要な職員を置く。

- 2 前項の職員は、広域連合長がこれを任免する。

(選挙管理委員会)

第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は1人とする。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

第4章 経費

(広域連合の経費の支弁の方法)

第19条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係町村の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び北海道の支出金
 - (4) 地方債
 - (5) その他の収入
- 2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

第5章 雑則

(規則への委任)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条第2号及び第3号の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第2号及び第3号に規定する事務については、平成20年3月31日までの間、準備行為を行うものとする。
- 3 当分の間、第19条第1項第1号に掲げる関係町村の負担金のうち介護認定審査会の設置運営に要する経費については、同条第2項の規定による別表2(3)③に掲げる負担割合にかかわらず、次の表の関係町村は、同表に掲げる負担割合とする。

地 区 名	関係町村名	項 目	負担割合
南後志地区	島 牧 村、黒松内町	均 等 割	33.33%
		高齢者人口割	33.33%
		介護認定審査件数割	33.33%
羊蹄山麓地区	蘭 越 町、ニセコ町 真 狩 村、留寿都村 喜茂別町、京 極 町 倶知安町	均 等 割	50.00%
		高齢者人口割	50.00%
北後志地区	積 丹 町、古 平 町 仁 木 町、赤井川村	均 等 割	50.00%
		高齢者人口割	50.00%

備考1 負担割合は、各地区ごとに設置される介護認定審査会の設置運営に要する経費の総額に乗ずるべき割合とする。

- 2 負担割合の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則 (平成20年2月4日市町村第1959号指令)

(施行期日)

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条第2号及び第3号の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第2号及び第3号に規定する事務については、平成21年3月31日までの間、準備行為を行うものとする。

附 則 (平成21年1月9日届出)

この規約は、北海道知事がこの規約の制定についての届出を受理した日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日届出)

この規約は、北海道知事がこの規約の制定についての届出を受理した日から施行する。

附 則（平成24年 1 月25日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の制定についての届出を受理した日から施行する。

附 則（平成25年 2 月 4 日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の制定についての届出を受理した日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届出を受理した日から施行し、この規約による変更後の附則第3項の規定は、平成26年度以後の年度分の負担額について適用する。

附 則（平成27年 4 月 1 日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届出を受理した日から施行し、この規約による変更後の別表2(3)②の規約は、平成27年度以後の年度分の負担額について適用する。

附 則（平成27年 7 月10日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届出を受理した日から施行し、この規約による変更後の別表2(3)⑤の規定は、平成27年度以後の年度分の負担額について適用する。

附 則（平成28年 1 月20日市町村第3864号指令）

この規約は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日届出）

この規約は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表2(3)②の変更規定は、平成28年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 4 月11日後地政第104号指令）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日届出）

この規約は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第19条関係）

1 共通経費（総務管理費、議会費等）

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
基 準 財 政 需 要 額 割	6 5 %

2 第4条の広域連合で処理する事務関係

(1) 滞納整理に要する経費（第4条第1号関係）

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
処 理 件 数 割	5 0 %
徴 収 実 績 割	1 5 %

(2) 国民健康保険事業（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。）に要する経費（第4条第2号関係）

① 国民健康保険事業費納付金等に要する経費

国民健康保険事業に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4第1項及び第2項の規定に基づく分賦金の賦課総額は、当該年度の支出に要する見込額から当該年度における道補助金及びその他の収入見込額を控除した額とする。

② 管理に要する経費

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
国民健康保険被保険者割	6 5 %

(3) 介護保険事業に要する経費（第4条第3号）

① 保険給付に要する経費

保険給付費及び財政安定化基金拠出金の実績額から、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び道支出金を控除した額を基準とし、関係町村ごとの介護保険給

付実績額から関係町村ごとの第3者納付金及び返還金等を控除した額に応じた負担額とする。

② 地域支援事業に要する経費

介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費から介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び道支出金を控除した額と介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に要する経費から介護保険料、国庫支出金及び道支出金を控除した額を負担額とする。

③ 介護認定審査会の設置運営に要する経費

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
高 齢 者 人 口 割	3 2 . 5 %
介 護 認 定 審 査 件 数 割	3 2 . 5 %

④ 管理に要する経費

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
高 齢 者 人 口 割	6 5 %

⑤ 低所得者の介護保険料軽減に要する経費

介護保険法（平成9年法律第123号）第124条の2第1項に規定する額から同条第2項及び第3項に規定する額を控除した額を負担額とする。

(4) 後志広域連合行政不服審査会に要する経費（第4条第4号）

後志広域連合行政不服審査会に諮問した関係町村が負担する。

(5) 広域化の調査研究に要する経費（第4条第5号）

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
基 準 財 政 需 要 額 割	6 5 %

3 前2項に定めるもののほか、特別経費が生じる場合には、関係町村の協議によりその負担割合を定めるものとする。

備考

- 1 基準財政需要額割は、前年度の数値による。
- 2 処理件数割は、町村からの引受件数による。
- 3 徴収実績割は、前々年度の実績による。
- 4 国民健康保険被保険者割は、前々年度の年間平均被保険者の数値による。
- 5 介護認定審査件数割は、前々年度の実績による。
- 6 高齢者人口割は、前々年度の1月1日現在の住民基本台帳の高齢者人口による。